

市営住宅における同性パートナーの取り扱いについて（協議事項）

1. 見直しの背景

性的思考及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称：LGBT 理解増進法）が令和 5 年 6 月 23 日に施行されたことにより、各分野へ波及されている。

2. 関係法規及び公営住宅における影響について

恵庭市営住宅条例（抄）

（入居者の資格）

第 6 条 市営住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に居住の安定を図る必要があると認める者については、この限りでない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

⇒国土交通省の技術的助言にて、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における判例を通じて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に『同性パートナー』も含むとの解釈が通知された（令和 7 年 3 月 26 日）

3. 現在の恵庭市における当該規定の取扱いについて

「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の例

・内縁の妻であれば、住民票に『妻（未届）』と記載されるため、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として、入居要件を満たしていることとしている。

※当該規定に、同性パートナーを含めることについて、パートナーシップ宣言をしていない本市においては、現状、同性パートナーであることを証明することができず、同規定には当てはめることはしていない。

4. 今後の恵庭市における同性パートナーの取扱い(案)について

国土交通省からの通知並びに多様化している世相に鑑み、当該規定に基づき、対象者の申し

出により、同性パートナーを対象としたい。

また、今後も同分野については、幅広になっていくだろうことを踏まえ、「一方又は双方が性的マイノリティ」と定義することとしたい。

5. 今後のスケジュールについて(予定)

令和7年12月 経済建設常任委員会報告

令和8年1月 市営住宅条例施行規則改正

令和8年1月 新規募集へ適用

6. 参考(道内他市の導入状況)

No.	自治体名	対象者	PS 宣言
1	北海道	同性パートナー	×
2	札幌市	性自認が出生時に割り当てられた性と一致しない方 性的思考が異性に限られない方 その他の典型的とされてきた性の在り方にとらわれない方	○
3	江別市	LGBTQ 等性的少数者	○
4	苫小牧市	一方又は双方が性的マイノリティ	○
5	函館市	一方又は双方が性的少数者	○
6	小樽市	一方又は双方が性的マイノリティ	○
7	岩見沢市	一方又は双方が性的マイノリティ	○
8	滝川市	一方又は双方が性的マイノリティ	○
9	深川市	一方又は双方が性的マイノリティ	○
10	北斗市	一方又は双方が性的少数者	○
11	旭川市	一方又は双方が性的少数者	○
12	北見市	一方又は双方が性的マイノリティ	○
13	帯広市	継続的に共同生活などを行う同性カップルなど	○
14	釧路市	一方又は双方が性的マイノリティ	○

(R7.11 現在)